

別記様式第1号（第1条関係）

その1	※受理年月日	年 月 日	※受理番号
	※受理警察署	()	署

事業開始届出書

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条第1項の規定により届出をします。

提出日を記載 → 平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府 公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所
 大阪府 大阪市中央区大手前〇丁目〇番〇号
 株式会社〇〇ネット
 代表取締役 大阪 太郎

社印 (印)

記載忘れないように

(ふりがな)	かぶしきがいしやまるまるねっと
氏名又は名称	株式会社〇〇ネット
住所	大阪府 大阪市中央区大手前〇丁目〇番〇号
(ふりがな) 広告又は宣伝をする場合に使用する呼称	1 であいまるばつさんかくしかく 出会い〇×△□
	2
	3
事務所の所在地	大阪府 〇〇区〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇号室
事務所の電話番号	06-6△△△-□□□□
事務所の電子メールアドレス	osaka@fukei.□△.jp
児童でないことの確認の方法	【例】クレジットカードでサイトの利用料金を支払う同意を得て、児童でないことの確認をする。（詳細は別紙参照）
送信元識別符号	http://www.abcdef.△〇.jp/ http://abcdef.△〇.jp/
事業を開始しようとする年月日	平成〇〇年 △△月 △△日

「氏名又は名称」については、届出者が個人の場合は、本人の氏名を、法人の場合は、商号を記載する。
 「住所」については、届出者が個人の場合は、本人の住所を、法人の場合は、本店所在地を記載する。

「送信元識別符号」とは、一般的にインターネット異性紹介事業を行うサイトのURLをいう。
 ・携帯電話、スマートフォン、パソコンなどに応じて、アクセス先のURLが異なる場合は、全てのURLを記載する。
 (例) http://www.abcdef.△〇.jp/にアクセスしたとき、アクセス先が
 ・携帯電話 http://m.abcdef.△〇.jp/
 ・スマートフォン http://sp.abcdef.△〇.jp/
 ・パソコン http://pc.abcdef.△〇.jp/
 等となる場合は、全てのURLを記載。
 また、「www」を省いてもサイトにアクセスすることが可能である場合は、そのURL「http://abcdef.△〇.jp/」も記載する。

その3 (児童でないことの確認において、識別符号付与業務を他の者に委託している場合のみ、当該委託を受ける者について記載)				
(ふりがな)	かぶしがいしゃぱつぱつ			
氏名又は名称	株式会社××			
住 所	大阪市△△区〇〇町〇丁目〇番〇			
法人の場合 識別符号付与業務の委託を受ける者が	代表者	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	業務の実施の方 法	【例】クレジットカードでサイトの利用料金を支払う同意を得て、児童でないことの確認をする。(詳細は別紙参照)		

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。
- 「児童でないことの確認の方法」欄には、国家公安委員会規則第5条に規定する方法のうちいずれかを記載すること。
- 「送信元識別符号」欄には、電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号を記載すること。
- 識別符号付与業務の委託を受ける者が法人の場合の「役員等」欄には、役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「児童でないことの確認の方法」は、施行規則第5条に規定するいずれかの方法により年齢確認を実施してください。

(児童でないことの確認)

- 1 運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の年齢又は生年月日を証する書面のうち、
 - ・年齢又は生年月日
 - ・書面の名称
 - ・書面を発行した者の名称に係る部分の提示、写しの送付又は画像の送信を受けること。
- 2 クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。
- 3 あらかじめ、上記1又は2の方法により児童でないことの確認を受けた者に識別符号（ID・パスワード）を付し、利用の際にその送信を受けること。
- 4 児童でないことの確認業務を識別符号付与業務受託業者に委託している場合は、利用者から送信を受けた識別符号について、委託業者に照会すること等の方法により確認すること。

【例外】

特定情報提供役務の提供を受けない利用者については、次に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認すれば足りる。

- ・インターネットを利用してその年齢又は生年月日の送信を受ける。
- ・インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その回答を受ける。

つまり

サイトの無料お試しサービスなどを想定し、利用者が電話番号や住所、待ち合わせ場所などを書き込めない仕組みになっていたり、他の利用者のそうした情報を閲覧できないようにしている場合のことをいう。